

第2節 社会

1 改訂の趣旨及び要点

小学校社会科においては、次のような改善事項があげられている。

- ・ 幼児教育で育まれたものや、生活科をはじめとする小学校低学年における学習を通じて身に付けた資質・能力の上に、小学校社会科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って明確化する。
- ・ 各学年の目標も、三つの柱に沿った資質・能力として整理・明確化する。また、地図帳の使用を第3学年から目標に示す。
- ・ 小学校社会科における見方・考え方を「社会的事象の見方・考え方」とし、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること」と整理する。
- ・ 内容について、①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活、の三つに、また、①、②は空間的な広がりを念頭に、地域、日本、世界と、③は経済・産業、政治及び国際関係と、それぞれ区分して整理する。
- ・ 我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実を図る。また、人口減少や地域の活性化、国土や防災安全に関する内容と、情報化による生活や産業の変化、産業における技術の向上などに関する内容についても充実を図る。
- ・ 社会との関わりを意識して学習の問題を追究・解決する学習の充実を図り、学習過程において主体的・対話的で深い学びが実現するよう指導方法の不断の見直し、改善を図る。

2 目標及び内容

(1) 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- ① 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- ② 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

③ 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

(2) 内 容

内容については、中学校で学ぶ内容との関連を考慮し、①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活、という三つの枠組みに位置付けて整理されている。この枠組みに沿って、内容の改善点についてまとめると次の表のようになる。

(*ゴシックは新規あるいは独立させた内容 ○は明示された事項 ●は留意点)

表 内容の改善点

第三学年	<p>(1)身近な地域や市の様子 ○市役所などの公共施設の場所と働きなど ●学年の導入に扱うこと、市の様子に重点</p> <p>(2)地域の生産や販売の仕事 ○市内の生産の仕事の種類や産地の分布 ○販売の仕事における外国との関わり</p> <p>(3)地域の安全を守る働き ●効果的な指導計画の作成</p> <p>(4)市の様子の移り変わり ○交通、公共施設、人口、土地利用、生活の道具などの時期による違い</p>
第四学年	<p>(1)自分たちの県の様子 ○47都道府県の名称と位置の理解</p> <p>(2)人々の健康や生活環境を支える事業 ○公衆衛生の向上</p> <p>(3)自然災害から人々を守る活動 ○県庁や市役所などの働き</p> <p>(4)県内の伝統や文化、年中行事 ○県内の主な文化財や年中行事の大まかな理解</p> <p>(5)県内の特色ある地域の様子 ○国際交流に取り組む地域</p>

第五学年	<p>(1)我が国の国土の様子と国民生活 ○領土の範囲、多数の島からなる構成</p> <p>(2)我が国の農業や水産業における食料生産 ○人々の協力関係、技術の向上、輸送方法や販売方法</p> <p>(3)我が国の工業生産 ○工業製品の改良、優れた技術、消費者の需要や社会の変化 ○貿易や運輸の働き</p> <p>(4)我が国の産業と情報との関わり ○情報を生かして発展する産業 (販売、運輸、観光、医療、福祉などの中から選択)</p> <p>(5)我が国の国土の自然環境と国民生活の関連 ○森林資源の働き ○国土の自然災害の防止</p>
第六学年	<p>(1)我が国の政治の働き ・日本国憲法と国民生活、国会・内閣・裁判所と国民との関わり ・国や地方公共団体の政治の取組 (*上記の2つの内容の順序を変更) ○地域の開発や活性化(選択事例)</p> <p>(2)我が国の歴史上の主な事象 ○むらからくにへと変化したこと ○天皇を中心とした政治が確立されたこと ○貴族の生活や文化 ○戦国の世が統一されたこと ○武士による政治が安定したこと</p> <p>(3)グローバル化する世界と日本の役割 ○国際交流の果たす役割 ○地球規模で発生している課題の解決</p>

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

イ 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。

ウ 我が国の47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置については、学習内容と関連付けながら、その都度、地図帳や地球儀などを使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。

エ 障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

オ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の

教科道徳に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- イ 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。
- ウ 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。
- エ 児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導すること。その際、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。

4 移行措置の内容

平成30・31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

学年	平成30年度	平成31年度	
3	移行措置なし	追加	現行小学校学習指導要領第3学年及び4学年の内容の(1)「自分たちの住んでいる身近な地域や市(区、町、村)」、内容の(2)「地域の人々の生産や販売」、内容の(4)「地域社会における災害及び事故の防止」、内容の(5)のア「古くから残る暮らしに関わる道具、それを使っていたころの暮らしの様子」を指導。なお、「地域社会における災害及び事故の防止」は「火災」を扱う。
4	移行措置なし		

5	追加	第5学年…「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」 （「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れる。）
	削除	現行小学校学習指導要領第5学年の「我が国の位置と領土」の部分を省略。
6	移行措置なし	

5 移行措置期間中の留意事項

全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとするが、現行小学校学習指導要領による場合には、新小学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用すること。

6 特に配慮すべき事項

- (1) 小学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容については、新小学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中に、実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。